

京都市告示第 395 号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成 19 年 3 月 9 日

京都市長 榊 本 頼 兼

公の施設の名称	伏見桃山城運動公園
指定管理者	京都市右京区西京極新明町 1 番地 財団法人京都市体育協会
指定期間	平成 19 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)